

○関西大学学外共同研究取扱規程

関西大学学外共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学（以下「本学」という。）における、企業等学外の機関（以下「学外機関」という。）との共同研究の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学外共同研究」とは、本学が学外機関から研究者及び研究費等を受け入れて、学外共同研究員（共同研究申込書（様式第1号）の学外機関の研究者をいう。以下同じ。）と共に研究課題について共同で実施する研究をいう。

(実施の基準)

第3条 学外共同研究は、本学の学術振興とその成果の社会的活用を図るうえで有意義と認められる場合に、実施するものとする。

(申請)

第4条 学外共同研究を実施しようとする者は、共同研究を行おうとする教職員（以下「研究担当者」という。）の属する学部の長又は研究所等の長（以下「学部長等」という。）に、共同研究申込書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、官公庁等が募集する研究課題に本学の教職員が採択された場合は、採択通知をもって上記申込書の提出があったものとみなす。

(承認)

第5条 学部長等は、前条の共同研究申込書を受理し、適当と認めたときは、学長に報告し、その承認を得なければならない。

2 学長は、前項により承認したときは、理事長に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 理事長は、前条第2項による報告を受けた後、学外機関の長と次の各号に掲げる事項を記載した学外共同研究契約を締結するものとする。

- (1) 研究概要に関する事項
- (2) 研究期間に関する事項
- (3) 研究費に関する事項
- (4) 研究の中止及び延長に関する事項
- (5) 研究により発生した知的財産権に関する事項
- (6) 研究成果の公表に関する事項
- (7) 秘密保持に関する事項
- (8) その他共同研究に関して必要な事項

(共同研究費)

第7条 学外共同研究における研究費（以下「共同研究費」という。）は、旅費、消耗品費、消耗器具備品費、報酬等の共同研究を遂行するうえで直接的に必要な経費（以下「直接経費」という。）及び一般管理費とする。

2 前項に規定する一般管理費は、原則として、共同研究費の10%とする。

3 学外機関は、第1項に規定する共同研究費を負担するものとし、契約に定める期間内に本学に納入するものとする。

4 第1項に規定する直接経費は、研究担当者が、原則として、契約期間内に使用するものとする。
(設備等の帰属)

第8条 共同研究費により購入した設備等は、原則として、本学に帰属するものとする。

(施設・設備の提供)

第9条 本学は、所有する施設・設備を学外共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 学外共同研究の遂行上必要な場合には、学外機関の所有する設備を無償で受け入れができる。ただし、原則として設備の搬入、据付け及び搬出に要する経費を、学外機関が負担する場合に

限る。

(知的財産権の取扱い)

第10条 学外共同研究の結果、関西大学発明規程に規定する知的財産権が生じた場合の研究担当者の権利の取扱いは、同規程に定めるところによる。

(知的財産権の帰属)

第11条 学外共同研究の結果得られた知的財産権は、原則として、本学及び学外機関の共有とし、共同出願を行うものとする。

2 学外共同研究の結果、研究担当者又は学外共同研究員の独自の研究によって生じた発明等について、それぞれが単独で出願を行おうとするときは、あらかじめそれぞれ相手方の同意を得るものとする。

(知的財産権の実施)

第12条 学外共同研究により本学が取得した知的財産権は、学外機関又はその指定する者に出願時から10年を超えない範囲内で優先的に実施させることができる。ただし、この場合、学外機関又はその指定する者との間で、別に定める契約において実施に係る条件を定めるものとする。

2 前条及び前項に規定するほか、本学及び学外機関との研究成果有体物に関する取扱いは、別途協議のうえ、定めるものとする。

(研究補助者)

第13条 学外共同研究において研究担当者が必要と判断した場合、研究担当者の管理監督のもと、大学院学生又は学部学生等（以下「研究補助者」という。）を一時的に研究に参加させることができる。

2 研究補助者を参加させる場合、事前に予算執行管理を担当する部署へ所定の様式を提出するものとする。ただし、学外機関及び研究担当者との協議によりその様式の提出を省略することができる。

(学外共同研究の完了)

第14条 研究担当者は、学外共同研究員と協力して研究成果報告書をとりまとめ、学長に学外共同研究の完了を報告するものとする。

(研究成果の公表)

第15条 学外共同研究による研究成果の公表については、学外機関と協議のうえ、これを行うものとする。

(事務)

第16条 学外共同研究に関する事務は、社会連携グループの所管とする。ただし、予算執行管理等については、研究担当者の利便性を踏まえ、関連部署にて行うことができる。この場合において、必要があれば、別途協議して取り決めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年2月16日から施行する。

2 関西大学学外共同研究取扱規程（平成11年1月8日制定）は、廃止する。